

関市・武儀郡町村



合併協議会 だより



幹事会での検討状況

合併協議会は、平成十六年六月十日の合併調印式までに十三回開催し、合併協定項目二十五件、事務事業の取り扱い三十一件の計五十六件について協議され、調整方針として方向付けを頂きました。この協議の中で、委員から「より具体的な調整については、調印後も幹事会で引き続き検討されたい」との要望が出されていたことから、幹事会の検討課題として十項目を取り上げ検討することにしました。その結果、次の五項目について、幹事会として調整されましたので、詳細(裏面表1)をお知らせします。



幹事会検討課題

- ① 雪害対策について
- ② 第三セクターについて
- ③ 上下水道事業について
- ④ イベント・行催事について
- ⑤ 町名・字名について

幹事会の検討結果〔表1〕

課題

調整内容

雪害対策について

合併後の除雪対策については、原則民間委託により行い、従前から除雪路線として実施している道路について、次の事項を基本として行うものとする。

- ① 除雪路線 現在、市町村が計画に基づき実施している路線を除雪路線の基本とする。
- ② 出動基準 一〇cm以上の積雪がある場合出動するものとする。ただし、これに満たない場合であっても降雪が続きそれ以上になると思われる場合は、担当課長又は地域事務所長の判断により出動するものとする。
- ③ 実施方法 原則全面民間委託とする。
- ④ 融雪剤等の散布 除雪する路線については、業者委託とする。また危険箇所については、地元区長及び自治会長等を通じ配布し、住民が散布するものとする。
- ⑤ その他 除雪対策連絡会議の実施
毎年降雪のシーズン前に、本庁、地域事務所、美濃建設事務所、建設業者と具体的な除雪対策について、協議・調整するものとする。

第三セクターについて

第三セクターの出資金について、合併後一年以内に出資比率を二十五%以下に引き下げるものとし、二年以内に民営化に向けて調整するものとする。また、直営施設においても同様に民営化に向けて調整するものとする。

具体的な調整については、それぞれの第三セクター及び直営施設と個別に協議して決定するものとする。

課題

調整内容

上下水道事業について

- ① 上下水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり継続するものとする。
- ② 上下水道料金及び簡易水道料金については、経営審議会等により検討し、合併後三年を目途に関市の上下水道料金に統一するよう調整するものとする。
- ③ 給水装置の工事負担金及び配水管工事負担金については、関市に準ずるものとする。
- ④ 洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町における水道加入金については、廃止するものとする。
- ⑤ 上下水道事業及び農業集落排水事業については、現行のとおり継続するものとする。
- ⑥ 上下水道料金及び農業集落排水施設使用料金については、経営審議会等により検討し、合併後三年を目途に関市の上下水道料金に統一するよう調整するものとする。
- ⑦ 上下水道事業における受益者負担金については、関市の制度に統一するものとする。ただし、洞戸村における現在整備中の特定環境保全公共下水道区域においては、三〇万円とする。
- ⑧ 農業集落排水事業における受益者負担金については、現行のとおりとする。
- ⑨ 検針及び料金徴収については、隔月とする。

イベント・行催事について

十七年度におけるイベント・行催事については、基本的には現行のとおり実施するものとするが、実施方法等については効果的・効率的な開催及び運営に努めるものとする。また、開催日程等については、必要に応じて調整するものとする。

町名・字名について

各町村の町名・字名の取扱いについては、各町村の意向を尊重するものとする。

ただし、町名・地番等が重複しないよう調整するものとする。

(3ページ)の住所・本籍表示のとおりとなりました。

平成17年2月7日から住所・本籍表示が変わります

新市での住所・本籍表示は下記のとおりとなります。また、区域及び地番等については変更ありません。住所及び本籍の表示変更に伴う各個人への通知は行いません。

洞戸村 旧村名を残し、下洞戸、奥洞戸についてはその大字名を廃し、現在の地区名を大字名として表示します。その他の大字については、字名等を変更しないで表示します。ただし村は表示しません。

現在の住所・本籍表示	→	新市における住所・本籍表示
岐阜県武儀郡洞戸村 市場	→	岐阜県関市 洞戸市場 (ほらどいちば)
岐阜県武儀郡洞戸村 通元寺	→	岐阜県関市 洞戸通元寺 (ほらどつうげんじ)
岐阜県武儀郡洞戸村 片	→	岐阜県関市 洞戸片 (ほらどかた)
岐阜県武儀郡洞戸村 菅谷	→	岐阜県関市 洞戸菅谷 (ほらどすがだに)
岐阜県武儀郡洞戸村 下洞戸	→	岐阜県関市 洞戸小坂 (ほらどこさか)
岐阜県武儀郡洞戸村 下洞戸	→	岐阜県関市 洞戸大野 (ほらどおおの)
岐阜県武儀郡洞戸村 下洞戸	→	岐阜県関市 洞戸黒谷 (ほらどくろだに)
岐阜県武儀郡洞戸村 栗原	→	岐阜県関市 洞戸栗原 (ほらどくりはら)
岐阜県武儀郡洞戸村 飛瀬	→	岐阜県関市 洞戸飛瀬 (ほらどひせ)
岐阜県武儀郡洞戸村 奥洞戸	→	岐阜県関市 洞戸尾倉 (ほらどおぐら)
岐阜県武儀郡洞戸村 奥洞戸	→	岐阜県関市 洞戸高賀 (ほらどこうか)
岐阜県武儀郡洞戸村 奥洞戸	→	岐阜県関市 洞戸阿部 (ほらどあべ)
岐阜県武儀郡洞戸村 奥洞戸	→	岐阜県関市 洞戸高見 (ほらどこうみ)
岐阜県武儀郡洞戸村 奥洞戸	→	岐阜県関市 洞戸小瀬見 (ほらどおぜみ)

板取村 旧村名を残し、字名等を変更しないで表示します。ただし村は表示しません。

現在の住所・本籍表示	→	新市における住所・本籍表示
岐阜県武儀郡板取村	→	岐阜県関市 板取 (いたどり)

武芸川町 旧町名を残し、字名等を変更しないで表示します。

現在の住所・本籍表示	→	新市における住所・本籍表示
岐阜県武儀郡武芸川町 谷口	→	岐阜県関市 武芸川町谷口 (むげがわちょうたにぐち)
岐阜県武儀郡武芸川町 宇多院	→	岐阜県関市 武芸川町宇多院 (むげがわちょううだいん)
岐阜県武儀郡武芸川町 平	→	岐阜県関市 武芸川町平 (むげがわちょうひら)
岐阜県武儀郡武芸川町 小知野	→	岐阜県関市 武芸川町小知野 (むげがわちょうおじの)
岐阜県武儀郡武芸川町 八幡	→	岐阜県関市 武芸川町八幡 (むげがわちょうはちまん)
岐阜県武儀郡武芸川町 高野	→	岐阜県関市 武芸川町高野 (むげがわちょうたかの)
岐阜県武儀郡武芸川町 跡部	→	岐阜県関市 武芸川町跡部 (むげがわちょうあとべ)

武儀町 旧町名を残さず、字名等を変更しないで表示します。

現在の住所・本籍表示	→	新市における住所・本籍表示
岐阜県武儀郡武儀町 富之保	→	岐阜県関市 富之保 (とみのほ)
岐阜県武儀郡武儀町 中之保	→	岐阜県関市 中之保 (なかのほ)
岐阜県武儀郡武儀町 下之保	→	岐阜県関市 下之保 (しものほ)

上之保村 旧村名を残し、字名等を変更しないで表示します。ただし村は表示しません。

現在の住所・本籍表示	→	新市における住所・本籍表示
岐阜県武儀郡上之保村	→	岐阜県関市 上之保 (かみのほ)

住所・本籍の表示変更により必要となる手続き等について

合併により、住所・本籍の表示変更等の手続きが必要となることがあります。下表を参考に手続きを行ってください。また、掲載されていない項目については、各関係機関へお問い合わせください。

合併に伴う住所・本籍変更の証明書（無料）を、平成17年2月7日（月）から、関市役所市民課、支所及び各事務所の窓口で交付します。住所・本籍変更の手続きに際し、証明書が必要な方はお申し出ください。

※関市の住所・本籍表示は今までどおりですので、手続きは必要ありません。

市役所関係

項目	該当者	手続きの方法等	お問い合わせ先	
戸籍・住民票 印鑑登録証	印鑑登録をしている方	住所・本籍変更の手続きは必要ありません。	市民課 各事務所 	
外国人登録証	外国人登録をしている方	住所変更の手続きは必要ありません。合併後、ご来庁の際に窓口で変更の記載をします。		
国民年金被保険者・国民年金受給者の住所	左記の被保険者及び年金を受給している方	住所変更の手続きは必要ありません。		
国民健康保険被保険者証（退職被保険者証を含む）	左記の被保険者証等をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。新しい被保険者証等を平成17年2月末日までに郵送します。（現在お持ちの被保険者証等は2月末日まで有効です。）		
国民健康保険高齢受給者証				
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証				
国民健康保険特定疾病療養受療証				
老人保健医療受給者証 老人保健特定疾病療養受療証 老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	左記の受給者証等をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。新しい受給者証等を平成17年2月末日までに郵送します。（現在お持ちの受給者証等は2月末日まで有効です。）	高齢福祉課 各事務所 	
介護保険被保険者証 介護保険標準負担額減額認定証 介護保険特定標準負担額減額認定証 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証 訪問介護利用者負担額減額認定証	左記の被保険者証等をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。新しい被保険者証等を平成17年2月6日までに郵送します。		
児童手当 児童扶養手当	左記手当を受給している方	住所変更の手続きは必要ありません。		児童課 各事務所
保育園、小・中学校への住所変更手続き	学校等に在学（園）している方	公立の保育園、小・中学校については住所変更の手続きは必要ありません。		[保育園]児童課 [学校]教育委員会
母子健康手帳	左記手帳をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。	各保健センター	
妊婦一般健康診査票	左記健康診査票をお持ちで2月7日以降に医療機関で受診予定の方	合併後に受診される場合は、新市の診査票が必要です。お近くの保健センターへ届出をしてください。		

項目	該当者	手続きの方法等	お問い合わせ先	
福祉医療受給者証	各受給者証をお持ちの方 →	住所変更の手続きは必要ありません。 新しい受給者証を平成17年2月末日までに郵送します。 (現在お持ちの受給者証は2月末まで有効です。)	福祉政策課 各事務所	
身体障害者手帳 療育手帳 戦傷病者手帳 精神障害者保健福祉手帳 精神障害者通院医療費 公費負担患者票	左記手帳等をお持ちの方 →	住所変更の手続きは必要ありません。		
原動機付自転車(125cc以下のバイク等)及び小型特殊自動車(農耕用含む。)のナンバープレート(標識)と交付証明書	左記のナンバープレート(標識)の交付を受けている方 →	ナンバープレート(標識)交換及び住所変更の手続きは必要ありません。 合併後もそのまま使用できます。		税務課 各事務所
法人町村民税に係る法人等の異動(変更)届出書 町・村民税にかかる特別徴収義務者の所在地・名称変更届書	左記に該当する法人 →	住所変更の手続きは必要ありません。		
口座振替依頼書	納税等の口座振替登録申請をされている方 →	住所変更の手続きは必要ありません。		
地縁による団体	地方自治法第260条の2により認可された地縁による団体 →	合併時に住所変更の手続きはありませんが、合併後に開催される総会で、規約にある住所等を変更し、新市に届出をしてください。	秘書広報課	
犬の飼い主の住所(飼い犬の鑑札) し尿汲み取り申込書 ごみ収集申込書 事業系一般廃棄物収集許可証明書 浄化槽清掃業許可証・浄化槽清掃業従業員証明書 一般廃棄物収集運搬業許可証・一般廃棄物収集運搬業従業員証明書 一般廃棄物処分業許可証 騒音・振動の特定施設の届出	犬を飼っている方 → 左記の申し込みをされている方 → 左記の許可証等をお持ちの方 → 左記の許可証等をお持ちの方 → 左記の許可証をお持ちの方 → 左記の届出をされている方 →	住所変更の手続きは必要ありません。 住所変更の手続きは必要ありません。 ※清掃範囲(許可区域)を拡大する場合は事業範囲変更許可申請が必要になります。 住所変更の手続きは必要ありません。	生活環境課 各事務所	



お問い合わせ先

関市役所	(0575)22-3131(代表)
関市洞戸事務所	(0581)58-2111(代表)
関市板取事務所	(0581)57-2111(代表)
関市武芸川事務所	(0575)46-2311(代表)
関市武儀事務所	(0575)49-2121(代表)
関市上之保事務所	(0575)47-2001(代表)



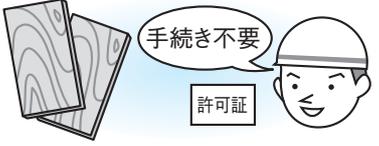
県関係事務

項目	該当者	手続きの方法等	お問い合わせ先
(知事の所管に属する)公益法人の登記事項変更の届出	各公益法人	変更の届出は、必要ありません。	●県文書法務室
恩給受給者住所	恩給受給者	対象者に住所変更届出書を郵送しますので、届出書に記入後、県福利厚生室へ返送してください。	●県福利厚生室
不動産鑑定士(補)の登録(変更)	不動産鑑定士(補)	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の変更登録申請書に変更内容を記入し、新市で発行する変更の証明書を添付して県土地対策室に提出(1部)してください。	●県土地対策室
不動産鑑定業者の登録(変更)	不動産鑑定業者	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の変更登録申請書に変更内容を記入し、県土地対策室に提出(2部)してください。	●県土地対策室
通訳案内業免許	通訳案内業免許をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 免許証の住所は合併前のままでも問題はありません。ただし、新市名に変更することを希望される方は、通常の手続き(手数料4,000円)を行ってください。	●県国際室
旅券(パスポート)	旅券(パスポート)をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 最終ページの「所持人記入欄」の現住所等をご自身で訂正いただいて結構です。ただし他のページに書き込みをすると旅券(パスポート)が無効となりますのでご注意ください。	◎県旅券センター 〒500-8384 岐阜市数田南 5-15-53 県民ふれあい会館内 TEL 058-277-1000
	旅券(パスポート)の申請をする方	旅券(パスポート)発給申請のために申請時6ヶ月以内に取得した住民票、戸籍謄(抄)本は、合併前のものでも使用できます。	
宗教法人の主たる事務所、従たる事務所及び代表役員の住所・本籍	法人及び代表役員	市町村名の変更による手続きは必要ありません。 当該市町村における主たる事務所、従たる事務所及び役員の住所は法務局で修正します。なお、この修正がされるまでの間に変更を希望される方は、変更の申し出をすることができます。	●県県民政策室
特定非営利活動法人の主たる事務所、従たる事務所及び理事の住所・本籍	法人及び理事	市町村名の変更による手続きは必要ありません。 当該市町村における主たる事務所、従たる事務所及び役員の住所は法務局で修正します。なお、この修正がされるまでの間に変更を希望される方は、変更の申し出をすることができます。	●県県民政策室
学校法人寄附行為変更認可申請書 位置(地番)変更届 学(園)則変更届	私立学校を設置する法人 私立学校	合併後すみやかに県庁で手続きを行ってください。	●県教育振興室
計量証明事業登録 特定計量器製造(修理、販売)事業届出 適正計量管理事業所の指定	登録等をしている方	住所変更の届け出は必要ありません。 計量証明事業者登録証について、住所の訂正を希望される方は、変更届および新市で発行する証明書を添付することにより、無料で訂正します。	●県計量検定所
結核医療費公費負担 小児慢性特定疾患医療受診券 特定疾患治療研究事業医療受給者証	対象となる方 受診券をお持ちの方 受給者証をお持ちの方	住所変更の届け出は必要ありません。	○関保健所 TEL 0575-33-4011 (代表)
被爆者健康手帳(被爆者健康診断受診者証を含む)	手帳をお持ちの方	合併後、保健所への来庁の際に住所変更の手続きを行ってください。	●県保健医療課

項目	該当者	手続きの方法等	お問い合わせ先	
食品衛生法に係る許可 と畜場法に係る許可 食鳥処理法に係る許可 化製場法に係る許可 危険な動物に係る許可 旅館営業許可 公衆浴場営業許可 興業場営業許可	許可を受けている方 →	住所変更の手続きは必要ありません。	→ ○関保健所 TEL 0575-33-4011 (代表) ●県生活衛生課	
動物取扱業に係る届出 理容所開設届 美容所開設届 クリーニング所開設届 プール設置届	届出をしている方 →	 手続き不要		
特定建築物の届出 調理師名簿の書換 製菓衛生師名簿の書換 クリーニング師原簿の書換	調理師の方 → 製菓衛生師の方 → クリーニング師の方 →			
建築物清掃業 建築物空気環境測定業 建築物空調用ダクト清掃業 建築物飲料水水質検査業 建築物ねずみ昆虫等防除業 建築物環境衛生総合管理業	登録をしている方 →	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、登録証明書の変更を希望する方は、登録証明書を添付のうえ変更手続きを行ってください。		
薬局開設許可 医薬品販売業許可	許可を受けている方 →	住所変更の手続きは必要ありません。		→ ○関保健所 TEL 0575-33-4011 (代表) ●県薬務課
医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具の製造・輸入販売・修理業許可	届出をしている方 →	 手続き不要		
医療用具販売業・賃貸業届出	身分証をお持ちの方 →			
配置従事者の身分証	登録をしている方 →			
毒物劇物販売業登録 毒物劇物製造・輸入業登録				
社会福祉法人の主たる事務所	社会福祉法人 →	合併後、所在地名に変更があった場合は、定款変更後、県福祉事務所に届け出てください。		→ ●県福祉政策課
社会福祉法人の代表権を有する者の住所	社会福祉法人 →	役員の住所は法務局で修正します。 なお、この修正がされるまでの間に変更を希望される方は、変更の申し出をすることができます。		
戦傷病者手帳	手帳をお持ちの方 →	住所変更の手続きは必要ありません。		→
高齢者住宅整備資金貸付	貸付を受けている方 →	住所変更の手続きは必要ありません。		→ ●県高齢福祉課
介護サービス提供事業者の指定・許可	居宅サービス事業者等 →	住所変更の手続きは必要ありません。		→ ●県介護支援室
介護福祉士等修学資金貸付	貸付を受けている方 →			
特別児童扶養手当証書 岐阜県心身障害者扶養共済制度 障害者住宅整備資金貸付	手当を受給している → 制度に加入している → 年金受給権者の方 → 貸付を受けている方 →	住所変更の手続きは必要ありません。	→ ●県障害福祉課	

項目	該当者	手続きの方法等	お問い合わせ先
母子寡婦福祉資金貸付金 児童扶養手当証書 児童手当	貸付を受けている方 → 手当を受給している方 →	住所変更の手続きは必要ありません。	●県児童家庭課
公害関係法令の届出・登録	届出・登録をしている方 →	住所変更の手続きは必要ありません。	●県大気環境室 ●県水環境室
産業廃棄物処理業許可 産業（一般）廃棄物処理施設設置許可 登録廃棄物再生事業者 小規模一般廃棄物焼却施設届出設置、小規模産業廃棄物処理施設設置等届出 積替保管施設、再生活用施設設置届出 浄化槽設置届出 浄化槽保守点検業者登録	許可等を受けている方 届出をしている方 →	住所変更の手続きは必要ありません。 	●県廃棄物対策室
狩猟免許 鳥獣飼養登録	狩猟免許の交付を受けている方 → 登録をしている方 →	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時に住所表記を変更します。ただし、変更を希望される方については武儀事務所環境課で手続きをしてください。	○武儀事務所環境課 TEL 0575-33-4011 (代表)
温泉法温泉掘削、増掘、動力装置許可	許可を受けている方 →	住所変更の手続きは必要ありません。 また、市町村及び市町村が加入している団体等については手続きが必要ですのでお問い合わせください。	○武儀事務所環境課 TEL 0575-33-4011 (代表) ●県自然環境森林室
温泉法温泉利用許可	許可を受けている方 →	住所変更の手続きは必要ありません。 また、市町村及び市町村が加入している団体等については手続きが必要ですのでお問い合わせください。	○関保健所 TEL 0575-33-4011 (代表) ●県自然環境森林室
肥料登録の申請	普通肥料(知事登録)生産業者の方 →	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の肥料登録事項変更届出書及び肥料登録証の書換申請書に変更内容を記入し、合併後の市町村長による変更の証明書を添付して県水田営農振興室に提出(2部)してください。	●県水田営農振興室
肥料販売業務の届出 特殊肥料生産業者の届出	肥料販売業者の方 肥料生産業者の方 特殊肥料生産業者の方 →	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の変更届出書に変更内容を記入し、合併後の市町村長による変更の証明書を添付して県水田営農振興室に提出(2部)してください。	
農薬販売業の届出	農薬販売業者の方 →	合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。 所定の変更届出書に変更内容を記入し、合併後の市町村長による変更の証明書を添付して病害虫防除所に提出(正副2部)してください。	○病害虫防除所 〒500-1152 岐阜市又丸729 TEL 058-239-3161
農業改良資金	農業改良資金を借り受けている方 →	住所変更の手続きは必要ありません。	●県水田営農振興室

項目	該当者	手続きの方法等	お問い合わせ先
動物用医薬品販売業許可証 診療施設の開設届	許可証の交付を受けている方 届出をしている方	住所変更の手続きは必要ありません。	○中濃家畜保健衛生所 TEL 0574-25-3111 (代表) ●県畜産振興室
漁船登録 遊漁船業の登録	漁船登録証票の交付を受けている方 遊漁船業の登録を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。 検認(更新)申請時や変更登録(変更)申請時に住所・本籍表記を変更します。 ただし、検認(更新等)の前に住所変更を希望される方は、県水産振興室で手続を行ってください。	●県水産振興室 
旅行業及び旅行業代理業	岐阜県知事登録旅行業者の方 及び旅行業者代理業者の方	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更届等時に併せて手続を行ってください。	○武儀農林商工事務所 産業労働課 TEL 0575-33-4011 (代表)
建設工事入札参加資格者名簿登録 解体工事業の登録 浄化槽工事業の登録	左記の登録をしている方	住所変更の手続きは必要ありません。	○美濃建設事務所 TEL 0575-33-4011 (代表)
建設業許可	建設業の許可を受けている方	市町村名のみ変わる場合には手続きの必要ありません。 ただし、字名等が変わる場合は美濃建設事務所に変更届を提出してください。 (洞戸村、板取村、武芸川町、上之保村に事業所のある方)	(大臣許可) ●県建設政策課 (知事許可) ○美濃建設事務所 TEL 0575-33-4011 (代表)
特例浄化槽工事業の届出 道路占用許可 河川占用許可 砂防指定地内行為許可 急傾斜地崩壊危険区域内行為許可	特例浄化槽工事業の届出を行っている方 左記の許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	○美濃建設事務所 TEL 0575-33-4011 (代表)
地すべり防止区域内行為許可	地すべり防止区域内の行為許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	●県砂防課
都市公園占用、設置、管理、利用等許可	都市公園法及び条例の許可を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。	●県公園緑地課
宅地建物取引業免許証及び宅地建物取引主任者証 建築士事務所登録二級・木造建築士免許	各免許証及び主任者証の交付を受けている方 左記の免許登録を受けている方	宅建業法上の書換え(更新を含む)時に変更しますので手続きは必要ありません。 住所変更の手続きは必要ありません。	●県建築指導課
専用水道の確認申請又は新規専用水道の届出	専用水道を設置している方	住所変更の手続きは必要ありません。	○関保健所 TEL 0575-33-4011 (代表) ●県上下水道課
森林国営保険の保険証書	保険契約者の方 被保険者の方	住所変更の手続きが必要ですので、岐阜県森林組合連合会・各森林組合・県庁森林整備室間伐推進担当にお問い合わせください。(ただし、変更期限の設定はありませんので、契約している森林に損害が発生し、保険金の支払い手続きを行う時点で変更していただいても支障はありません。)	●県森林整備室 間伐推進担当

項目	該当者	手続きの方法等	お問い合わせ先
林地開発許可 保安林内立木伐採許可 保安林内作業許可 保安林内立木伐採届 保安林内間伐届 保安林内緊急作業届 保安林内下草、落葉又は落枝の採取届	左記の許可証の交付を受けている方 → 左記の届出をしている方 →	住所変更の手続きは必要ありません。 	◎中濃地域農山村整備事務所 TEL 0575-67-1111 (代表)
保安林の指定及び指定の解除 森林整備入札参加資格者名簿	左記の申請をしている方 → 左記名簿に登録している方 →	住所変更の手続きは必要ありません。	●県森林保全室
岐阜県入札参加資格者名簿 (建設工事以外) 口座振込依頼書兼債権者登録票	名簿登載者の方 → 登録申請者の方 →	住所変更の手続きは必要ありません。	●県出納管理課
(県図書館の蔵書貸出のための)貸出証	貸出証をお持ちの方 →	住所変更の手続きは必要ありません。	◎県図書館 TEL 058-275-5111
(教育委員会の所管に属する)公益法人の登記事項変更の届出	各公益法人 →	合併後、すみやかに県所管課・室に登記簿の謄本を添付して届出を行ってください。	●県教育総務課 (実際の届出は各公益法人所管課・室)
(視聴覚教具貸与申請に必要な)映写技術証	映写技術証をお持ちの方 →	住所変更の手続きは必要ありません。	●県社会教育課
公立学校教員採用選考試験	受験を申込んだ方 →	住所変更の手続きは必要ありません。	●県学校人事課
県職員、警察官及び市町村立小中学校職員等採用試験	受験を申込んだ方 →	住所変更の手続きは必要ありません。	●県人事委員会事務局職員課
警備業認定証 警備員指導教育責任者証(本籍) 機械警備業務管理者証(本籍) 警備業各検定証(本籍) 古物営業許可証 質屋営業許可証 風俗営業許可証	左記の許可証等の交付を受けている方 →	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。	◎関警察署生活安全課 TEL 0575-24-0110 (代表) ●県生活安全総務課
銃砲刀剣類所持許可証 猟銃用火薬類等譲受許可証	銃砲刀剣類を所持している方 →	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行います。	◎関警察署生活安全課 TEL 0575-24-0110 (代表) ●県生活保安課
自動車保管場所証明証 道路使用許可証 駐車許可証 通行禁止道路通行許可証 制限外積載許可証 設備外積載許可証 荷台乗車許可証 制限外けん引許可証 緊急通行車両事前届出証	左記の許可証等の交付を受けている方 → 	住所変更の手続きは必要ありません。短期につき、更新や記載事項変更届出がないため。	◎関警察署生活安全課 TEL 0575-24-0110 (代表) ●交通規制課 〒500-8456 岐阜市加納大黒町3-18 TEL 058-272-9409
緊急自動車指定(届出確認)証 道路維持作業用自動車指定(届出確認)証	左記指定(届出確認)証の交付を受けている方 →	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、合併に伴い、会社名や組織名等が変わる場合は、緊急自動車は警察署又は交通規制課で、道路維持作業用自動車は交通規制課でそれぞれ手続きをしてください。	

項目	該当者	手続きの方法等	お問い合わせ先
自動車運転免許証	自動車運転免許証の交付を受けている方	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更許可申請等に併せて手続きを行います。ただし、更新前に変更を希望される方は、警察署または運転者講習センターで手続きをしてください。	◎関警察署交通課 TEL 0575-24-0110 (代表) ●県運転免許課 〒502-0003 岐阜市三田洞東1-22-8 TEL 058-237-3376
【お問い合わせ先】 ●県庁 TEL 058-272-1111 (代表) ○総合庁舎(一部単独庁舎など) ◎その他			

官公署関係

項目	該当者	手続きの方法等	お問い合わせ先
郵便番号→	郵便番号の変更はありません。	→ 洞戸郵便局 TEL 0581-58-2151
簡易保険証書	左記の証書等をお持ちの方	住所変更の手続きは必要ありません。 	→ 板取郵便局 TEL 0581-57-2151
郵便貯金キャッシュカード			
郵便貯金通帳	左記の通帳をお持ちの方		→ 武儀郵便局 TEL 0575-49-2051 上之保郵便局 TEL 0575-47-2651
不動産(土地登記簿、建物登記簿)→	所在変更の手続きは必要ありません。(法務局において職権で変更します。)	→
不動産所有者、抵当権者、仮登記権利者等(土地登記簿、建物登記簿等)の住所	土地登記簿、建物登記簿等に関係町村の住所で登記されている方	住所変更の手続きは必要ありません。 合併により所有者等の住所が新市名に変更となりますが、合併前の町村名を合併後の市名として取り扱う「みなし規定」がありますのでそのままでも問題はありますが、新市名に変更登記を希望される方は、新市で発行する住所変更の証明書を添付して登記申請してください。(市名変更に伴う登録の登録免許税は免除されます。)	→ 岐阜地方法務局関出張所 〒501-3247 関市池田町153 TEL 0575-22-0978
会社等(商業登記簿、法人登記簿等)の本店(主たる事務所)と代表者等の住所	旧町村に本店を有する会社等及びその代表者	本店(主たる事務所)の住所変更手続きは必要ありません。法務局で順次修正します。なお、この修正がされるまでの間に変更を希望される方は、新市で発行する住所変更の証明書を登記申請書に添付して、変更の申し出をすることができます。(変更に係る登録免許税は免除されます。) 代表者等の住所は、合併前の町村名を合併後の市名として取り扱う「みなし規定」がありますので、そのままでも問題はなりません。	→ 
各種自動車の使用者・所有者の住所(自動車検査証)	軽自動車(三輪・四輪)の使用者・所有者	住所変更の手続きは必要ありません。 なお住所変更を希望される方は、新市で発行する住所変更の証明書を添付のうえ手続きを行ってください。(抹消登録は、住所・本籍の変更登録のうえ手続きしてください。)	→ 軽自動車検査協会 岐阜事務所 〒501-6122 柳津町高桑3274-1 TEL 058-279-1134
	普通自動車及び二輪の小型自動車(排気量250cc以上)の使用者・所有者	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、譲渡及び廃車される際は、新市で発行する住所変更の証明書を添付のうえ手続きを行ってください。	→ 中部運輸局岐阜陸運支局 〒501-6192 岐阜市日置江2648 TEL 058-279-3716



その他

項目	該当者	手続きの方法等	お問い合わせ先
預金取引全般 (当座預金を除く)	預金者	→ 住所変更の手続きは必要ありません。	→ 関市内にある各金融機関 (愛知銀行を除く)
		→ 各金融機関に確認してください。	→ 上記以外の各金融機関
当座預金・融資取引	取引者等	→ 各金融機関に確認してください。	→ 各金融機関
国民年金基金加入者及び 受給者の住所	左記基金加入者及び 受給者	→ 住所変更の手続きは必要ありません。	→ 岐阜県国民年金基金 TEL 058-272-5855
電気使用者の住所	電気使用者	→ 住所変更の手続きは必要ありません。	→ 中部電力関営業所 TEL 0575-22-2121
N H K 受信料	受信契約者	→ 住所変更の手続きは必要ありません。	→ 日本放送協会岐阜放送局 TEL 058-264-4612
加入電話に関する契約 電話帳記載の住所	契約者	→ 住所変更の手続きは必要ありません。	→ NTT西日本岐阜支店 TEL 116番



電話帳記載
の住所

二月七日に 新「関市」が誕生します

本年の七月の届出により廃置分合の申請書が所定の手続きを経て、十一月五日に総務大臣による告示がなされました。これにより法律に基づく全ての合併手続きが完了し、平成十七年二月七日に新「関市」が誕生します。

平成十六年十一月五日(金)に告示された総務大臣による廃置分合を官報から抜粋しました。

○総務省告示第八百四十二号 市町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、武儀郡洞戸村、同郡板取村、同郡武芸川町、同郡武儀町及び同郡上之保村を廃し、その区域を関市に編入する旨、岐阜県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年二月七日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年十一月五日

総務大臣 麻生 太郎

各市町村人口・世帯数・面積

平成16年4月1日現在の住民基本台帳人口(外国人を含む)

区分		関市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村	武芸川町	計
人口総数	人	76,980	2,381	1,799	4,205	2,424	6,842	94,631
世帯数	世帯	25,762	757	626	1,207	724	2,187	31,263
総面積	km ²	102.51	40.08	187.35	65.27	49.32	28.31	472.84

この協議会だよりは、岐阜県合併協議会支援交付金を受けています。

編集・発行

関市・武儀郡町村合併協議会

〒501-3894 関市若草通3丁目1番地 関市役所6階 TEL 0575-23-9960 FAX 0575-23-9907
URL <http://www.city.seki.gifu.jp/chuno-gappei/> E-mail: chuno-g@atlas.plala.or.jp